

札幌圏都市計画
土地区画整理事業の変更(案)
(市決定)

手稲中央地区土地区画整理事業

令和3年11月
札幌市都市局市街地整備部

札幌圏都市計画土地地区画整理事業の変更
(札幌市決定)

都市計画手稲中央地区土地地区画整理事業を次のように変更する。

名称		手稲中央地区土地地区画整理事業					
面積		約 165.3ha					
公共施設の配置	道路	種別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。		
		幹線道路	3.3. 5	北 5 条・手稲通			
		幹線道路	3.3. 24	二十四軒・手稲通			
		幹線道路	3.4. 62	富丘通			
		幹線道路	3.4. 63	石狩・手稲通			
		幹線道路	3.4. 64	手稲駅前通			
		幹線道路	3.4. 65	曙通			
		幹線道路	3.4.118	手稲駅北通			
		幹線道路				3.4.119	樽川通
		施行区域内の都市計画道路は上記のとおりで、これらを根幹として、地域に相応した幅員 6m～20m（標準 8m）の区画道路を交通安全を考慮して配置する。					
	公園及び緑地	施行区域内の都市計画公園との整合性を保ち、誘致距離を考慮して、街区公園は都市計画公園を含み 12 箇所（約 2.0ha）、近隣公園 1 箇所（約 1.4ha）及び地区公園 1 箇所（約 5.1ha）を適正に配置する。（合計約 8.5ha、施行区域面積の 5.1％）					
	その他の公共施設	施行区域内に二級河川上富丘川ほか 3 河川があるが、流域その他を考慮して現位置に配置する。 上、下水道は道路敷地内に配置し、学校は通学区域および近隣住区を考慮して小学校 2 校、中学校 1 校を配置する。					
	宅地の整備	施行区域内には、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業専用地域の各種用途が定められているので、街区の規模は 35m～45m×80m～130m の長方形を標準とし、それぞれの用途に応じた整備・開発を図る。 また、施行区域内には丘陵地、泥炭地などがあるので、切土・盛土・整地等を行い、良好な宅地としての整備を図る。					
「施行区域は、計画図表示のとおり」							
理由：未施行区域では、すでに適切な土地利用がなされ、公共施設等の整備・改善が図られていることから、土地地区画整理事業による一体的な施行の必要性がないと判断されるため、区域を変更し、未施行区域を土地地区画整理事業の区域から除外する。							

計画書新旧対照表

新
札幌圏都市計画土地地区画整理事業の変更
(札幌市決定)

都市計画手稲中央地区土地地区画整理事業を次のように変更する。

名称		手稲中央地区土地地区画整理事業	
面積		約 165.3ha	
公共施設の配置	道路	種別	名 称
		幹線道路	3.3. 5 北5条・手稲通
		幹線道路	3.3. 24 二十四軒・手稲通
		幹線道路	3.4. 62 富丘通
		幹線道路	3.4. 63 石狩・手稲通
		幹線道路	3.4. 64 手稲駅前通
		幹線道路	3.4. 65 曙通
		幹線道路	3.4.118 手稲駅北通
		幹線道路	3.4.119 樽川通
		施行区域内の都市計画道路は上記のとおりで、これらを根幹として、地域に相応した幅員6m～20m（標準8m）の区画道路を交通安全を考慮して配置する。	
公共施設の配置	公園及び緑地	施行区域内の都市計画公園との整合性を保ち、誘致距離を考慮して、 <u>街区公園</u> は都市計画公園を含み <u>12箇所</u> (約2.0ha)、 <u>近隣公園</u> 1箇所(約1.4ha)及び <u>地区公園</u> 1箇所(約5.1ha)を適正に配置する。— (合計約8.5ha、施行区域面積の5.1%)	
		施行区域内に二級河川上富丘川ほか <u>3</u> 河川があるが、流域その他を考慮して現位置に配置する。 上、下水道は道路敷地内に配置し、学校は通学区域および近隣住区を考慮して小学校 <u>2校</u> 、中学校 <u>1校</u> を配置する。	
		施行区域内には、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業専用地域の各種用途が定められているので、街区の規模は35m～45m×80m～130mの長方形を標準とし、それぞれの用途に応じた整備・開発を図る。 また、施行区域内には丘陵地、泥炭地などがあるので、切土・盛土・整地等を行い、良好な宅地としての整備を図る。	
		「施行区域は、計画図表示のとおり」	
		理由： <u>未施行区域では、すでに適切な土地利用がなされ、公共施設等の整備・改善が図られていることから、土地地区画整理事業による一体的な施行の必要性がないと判断されるため、区域を変更し、未施行区域を土地地区画整理事業の区域から除外する。</u>	

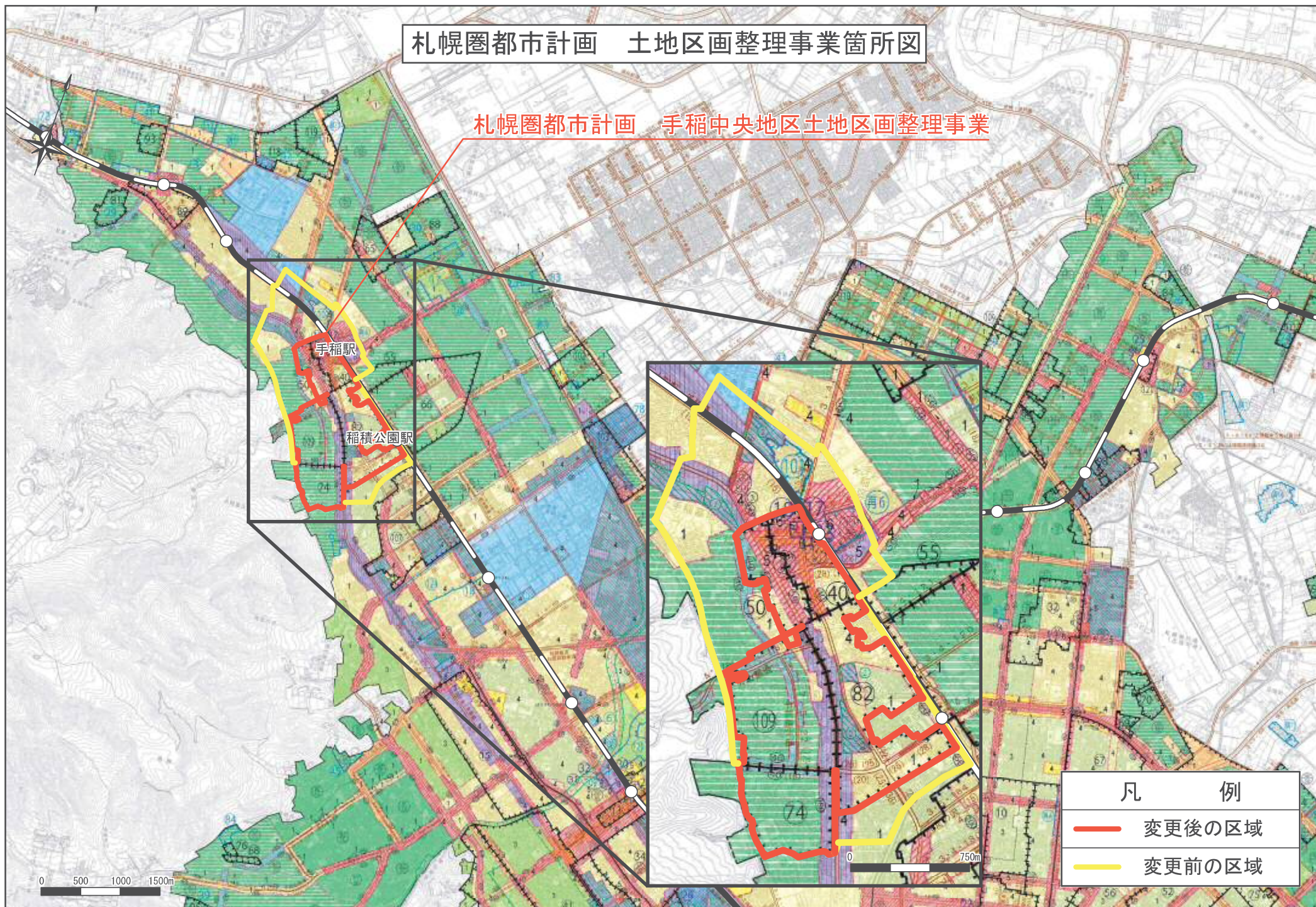
旧
札幌圏都市計画土地地区画整理事業の変更
(北海道知事決定)

都市計画手稲中央地区土地地区画整理事業を次のように変更する。

名称		手稲中央地区土地地区画整理事業	
面積		約 314.1ha	
公共施設の配置	道路	種別	名 称
		幹線道路	3.3. 5 北5条・手稲通
		幹線道路	3.3. 24 二十四軒・手稲通
		幹線道路	3.4. 62 富丘通
		幹線道路	3.3. 63 石狩・手稲通
		幹線道路	3.4. 64 手稲駅前通
		幹線道路	3.4. 65 曙通
		幹線道路	3.4.118 手稲駅北通
		幹線道路	3.4.119 樽川通
		施行区域内の都市計画道路は上記のとおりで、これらを根幹として、地域に相応した幅員6m～20m（標準8m）の区画道路を交通安全を考慮して配置する。	
公共施設の配置	公園及び緑地	施行区域内の都市計画公園との整合性を保ち、誘致距離を考慮して、 <u>児童公園</u> は都市計画公園を含み <u>26箇所</u> (約5.2ha)、 <u>近隣公園</u> 3箇所(約3.6ha)及び <u>地区公園</u> 1箇所(約3.6ha)を適正に配置するほか、工業専用地域内には緑地(約0.3ha)を配置する。(合計約12.7ha、施行区域面積の4.0%)	
		施行区域内に二級河川上富丘川ほか <u>4</u> 河川があるが、流域その他を考慮して現位置に配置する。 上、下水道は道路敷地内に配置し、学校は通学区域および近隣住区を考慮して小学校 <u>4校</u> 、中学校 <u>2校</u> を配置する。	
		施行区域内には、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業専用地域の各種用途が定められているので、街区の規模は35m～45m×80m～130mの長方形を標準とし、それぞれの用途に応じた整備・開発を図る。 また、施行区域内には丘陵地、泥炭地などがあるので、切土・盛土・整地等を行い、良好な宅地としての整備を図る。	
		「施行区域は、計画図表示のとおり」	
		理由：本地区は、旧手稲町の中心部に位置し、手稲駅、国道5号線を中心とした急速な発展を続けているが、各種用途地域が定められていることから、土地地区画整理事業を実施することにより、用途に適合した土地利用を図るとともに、公共・公益施設の整備・改善を図るものである。	

札幌圏都市計画 土地区画整理事業箇所図

札幌圏都市計画 手稲中央地区土地区画整理事業



札幌圏都市計画 手稲中央地区土地区画整理事業 計画図

